

彩の国さいたま人づくり広域連合職員定数条例

平成11年7月1日
条例第4号

彩の国さいたま人づくり広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は、19人とする。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月31日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月8日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。